

資料3 子育て支援事業等に関する報告事項について

1 山口市子ども・子育て会議規則の一部改正について

子ども・子育て会議設置に係る根拠法令等の整理及び会議委員の適正な数への減員による効率的かつ迅速な調査審議並びに会議に臨時委員及び部会を設け、児童福祉施設の民営化審査等の特別な事項に関し、専門的な見地を持つ者による当該特別事項の調査審議等を行うため山口市子ども・子育て会議規則を一部改正しました。

(改正内容)

第1条 会議設置根拠法令等の整理として「山口市附属機関設置条例」を追加する。

第3条 委員の定員を減員する。25人⇒15人

会議に、臨時委員を置くことができる。(若干人：5人を想定)

第4条 臨時委員の任期は特別の調査審議等が終了するまでの間とする。

第7条 会議に部会を置くことができる。部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で構成する。部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

※例：民営化移管法人選定会議など

2 山口市立保育園民営化方針(案)のパブリックコメントの実施について

保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、とりわけ、少子高齢化、核家族化の現象や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。こうした課題に対応するため、「第2期山口市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和5年度)」をはじめ関係する事業計画などにおいて、保育園民営化の検討・推進をしていくこととしています。また、本市の市立保育園の運営の在り方については、「山口市児童福祉審議会」で審議を重ね、「将来の子どものために民営化を推進することが審議会の総意である」との答申がなされています。こうした中で、本市として、市立保育園の民営化を進めていくにあたっての方針として「山口市立保育園民営化指針」の策定を進めています。現在、本方針について市民の皆さんから広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施しています。委員の皆様におかれましては、本指針案をご覧いただき、子育て支援従事者等の当事者としての意見をお聞かせいただければと考えております。

募集期間：9月9日(水)～10月9日(金)

公表方法：山口市ホームページ(記事ID:0016964)

子育て支援課窓口

3 山口市における地域型保育事業について

本年度より5年間を計画期間として開始した、「第2期山口市子ども・子育て支援事業計画」では、第3章の「子ども・子育て支援の施策展開 3 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容 (2) 教育・保育の提供体制」において、山口市における保育等の確保及び提供体制についての施策展開・確保方策が定められています。また、同章末において、今後の提供体制の確保については、将来のニーズ変動に応じ、地域型保育事業及び保育園民営化を検討することとしています。

(別表1 人口と保育園入園児童数との比率)

保育園利用率の推移
(各年齢毎)

	年齢	H27		H28		H29		H30		H31 (R1)	
		人口	利用率	人口	利用率	人口	利用率	人口	利用率	人口	利用率
合計	0歳	161	0.18	156	0.205	142	0.239	148	0.25	104	0.327
	1歳	192	0.365	161	0.304	158	0.443	145	0.497	152	0.48
	2歳	197	0.421	192	0.552	160	0.538	156	0.59	148	0.615
	3歳	188	0.697	197	0.645	192	0.76	161	0.789	157	0.682
	4歳	195	0.682	188	0.729	194	0.665	192	0.755	157	0.828
	5歳	198	0.737	195	0.692	185	0.762	197	0.66	195	0.738
	計	1,131		1,089		1,031		999		913	

(3歳未満・3歳以上児の別)

	年齢	H27		H28		H29		H30		H31 (R1)	
		人口	利用率	人口	利用率	人口	利用率	人口	利用率	人口	利用率
合計	未満	550	0.331	509	0.367	460	0.413	449	0.448	404	0.49
	以上	581	0.706	580	0.688	571	0.729	550	0.731	509	0.749

本市においても、合併以後人口減少が進んでおり、別表1のとおり保育園の対象となる人口についても例外ではありません。しかし、人口減少の大きな要因である出生数の減少を踏まえても、特色のある本市の子育て支援を選んで転入される子育て世代の社会増もあり、子育て世代の人口減少は抑制されています。一方で、市立保育園運営においては、近年進む低年齢児からの保育ニーズの高まりが継続しており、「保育士の確保」「保育室の確保」つまり保育士を多く必要とする未満児保育の運営が年々困難になっております。そこで、地域型保育事業、特に0歳から3歳未満児を対象とした小規模の保育運営を行う小規模保育事業の検討が必要となってきます。すでに近隣の市町では円滑な未満児保育事業を行うため小規模保育事業所の設置が進んでいるところですが、本市においても、その有効性について、制度及び実施についての研究を開始しております。また、市内の事業者から、小規模保育事業実施に関する相談を受けていますので、小規模保育事業の内容及び現状を報告させていただきます。

I 小規模保育所 (小規模保育事業)

地域の保育ニーズにきめ細かく対応するために、2015年「子ども・子育て支援法」により認められた「認可保育所」の一種となります。小規模保育所での対象児童は「0歳児～2歳児」、

定員数は「6人～19人まで」となっています。これまで認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていましたが新制度では19人以下でも認可保育所という位置づけになり、補助金、財政支援が出る事になりました。なお、この小規模保育所は市が認可することとなります。

小規模保育所は、空保育園、空テナントなど多様なスペースを活用して設置され、基準により「A型」「B型」「C型」の3種類に分かれています。

II 小規模保育事業への期待

- 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できます。
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できます。
- 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態から移行できます。

III 小規模保育事業実施に関するの本市への相談事案等について

現時点で市担当レベルにおいて、複数の業者から設置に係る相談を受けております。うち1事業者については、次年度以降の開設を目指して計画を進めていますので、以下のとおり相談概要を報告いたします。

(別表2 小規模相談事例)

相談事業者	市内法人（子育て支援事業の実績あり）
設置種別	小規模事業保育A型
利用定員	9人（0歳 2人、1歳 3人、2歳 4人）
設置予定場所	山県市高富地内
保育内容	山県市の実施内容と同じ ※土曜は単独実施、一時保育なし
施設	RC造の建物を賃借（階層：1階）
給食	自園調理
屋外遊技場 （園庭）	園舎近くの公園を利用
連携保育所	高富保育園、富岡保育園等を予定
開設にあたる設備整備費	法人単独で実施